

IV. 認定研修機関の申請方法

認定研修機関の申請をされる方々のためにその要点を挙げましたので、ご参照のうえご申請下さい。

認定研修機関には大学の講座や診療科を主体とする認定研修機関(甲)と、一般の診療所などを対象とする認定研修機関(乙)とがある。(乙)は(甲)と連携して認定研修にあたる。

・認定研修機関(甲)の新規申請について

<申請資格>

1. 指導医が1名以上常勤していること。
2. 研修の実施に必要な設備、図書および人員を有していること。
3. 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育、研修が行われていること。

<申請方法>

申請書類

1. 日本補綴歯科学会認定研修機関認定申請書 (様式22)
2. 指導医の勤務に関する施設長(責任者)の証明書 (様式23)
3. 認定研修機関申請料1万円の郵便振替払込受領証のコピー
(様式22の所定の箇所に貼付のこと。郵便振替口座番号は:00100-9-565193、
加入者名:日本補綴歯科学会認定審議会)
4. 申請資格2. および3. に関する資料(例:図書一覧、研修一覧等)

上記の他に専門医認定委員会より追加資料を求められる場合もある。

※ 提出された申請書類および一旦納入された申請料の返却はしない。

<認定研修機関(甲)の認定>

専門医認定委員会の議を経て、学会(理事会)で承認される。

<認定証の交付>

事務局から認定の通知があった後、申請者は日本補綴歯科学会認定研修機関登録申請書(様式24)の必要事項を記入、登録料(3万円・郵便振替にて納入)払込受領証のコピーを様式24の所定の箇所に貼付のうえ学会事務局に送付する。手続確認後認定証を交付する。

・認定研修機関(乙)の新規申請について

<申請資格>

1. 指導医が1名以上常勤していること。
2. 必要により認定研修機関(甲)の設備、図書等を利用できること。
3. 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育、研修が行われていること。

<申請方法>

申請書類

1. 日本補綴歯科学会認定研修機関認定申請書 (様式22)

2. 指導医勤務に関する施設長(責任者)の証明書 (様式23)
指導医が施設長である場合には施設長の証明書に代えて、指導医が当該医療機関の管理者等であることを証明するもの
 3. 認定研修機関申請料1万円の郵便振替払込受領証のコピー
(様式22の所定の箇所に貼付のこと。郵便振替口座番号は:00100-9-565193、
加入者名:日本補綴歯科学会認定審議会)
 4. 認定研修機関(甲)の承諾書 (様式25)
 5. 歯科補綴学に関連する課題について定期的に行っている教育・研修の一覧(過去3年間の教育・研修について、①日時、②場所、③内容、④講師、を記載)
 6. 教育・研修のための設備一覧
 7. 教育・研修のための施設の概略図面
 8. 継続して定期的に行っている教育・研修に関する指針(800字程度)
上記の他に専門医認定委員会より追加資料を求められる場合もある。
- ※ 提出された申請書類および一旦納入された申請料の返却はしない。

< 認定研修機関(乙)の認定 >

専門医認定委員会の議を経て、学会(理事会)で承認される。

< 認定証の交付 >

事務局から認定の通知があった後、申請者は日本補綴歯科学会認定研修機関登録申請書(様式24)の必要事項を記入、登録料(3万円・郵便振替にて納入)払込受領証のコピーを様式24の所定の箇所に貼付のうえ学会事務局に送付する。手続確認後認定証を交付する。